

## 農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方  
まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

### ◎ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

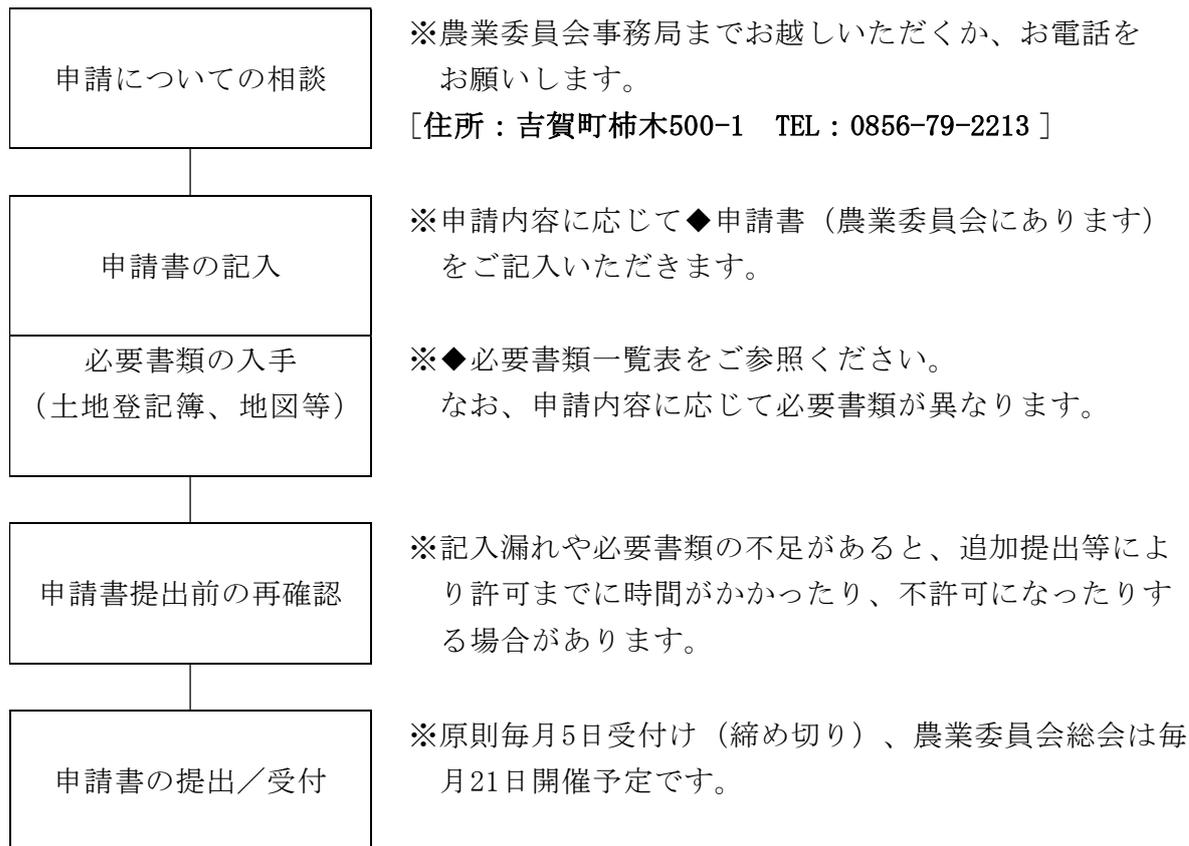
- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

### ◎ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 吉賀町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を28日と定め、迅速な許可事務に努めております。

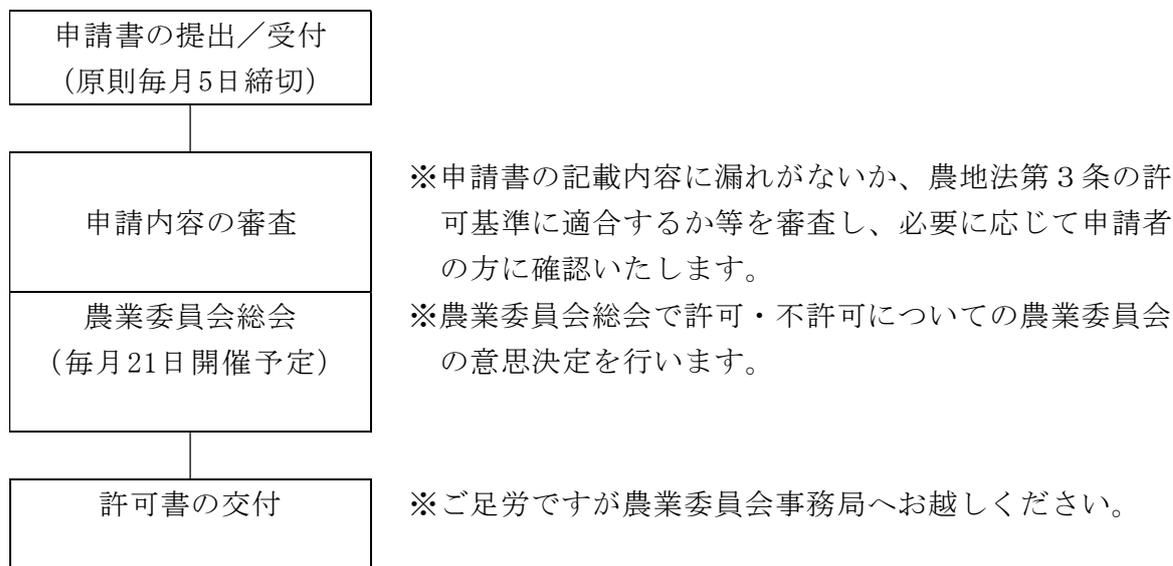
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは次のとおりです。

## ■申請者の方の流れ



## ■農業委員会等の流れ

（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は 28 日です。）



◆ 申請書、記入例、必要書類一覧表等農業委員会事務局に備えています。